



2026年5月28日

各位

会社名 株式会社コンヴァノ  
代表者名 代表取締役社長 上四元 絢  
(コード：6574 東証グロース)  
問合せ先 代表取締役社長 上四元 絢  
(TEL：03 (3770) 1190 (代表))

## (訂正) 「決算期 (事業年度の末日) の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が2026年5月25日付で公表いたしました「決算期 (事業年度の末日) の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、記載内容の一部に訂正すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

### 記

#### 1. 訂正の理由

定款変更案の附則について、経過事業年度 (第14期) における中間配当の基準日に関する経過措置の記載に漏れがございました。このため、所要の訂正を行うものでございます。

なお、本訂正は、定款変更議案の経過措置に関する規定の明確化等を目的とするものであり、本第13回定時株主総会に付議される議案その他の主要事項に重要な影響を及ぼすものではございません。

#### 2. 訂正の内容

##### 5. 定款の一部変更 (2) 定款変更の内容

<b>【訂正前】</b>	(前略) <b>附則</b> 第1条 (経過措置) 2026年4月1日から2026年12月31日までの期間を、第41条にかかわらず、当社の経過事業年度 (第14期) とする。 <u>第2条 (附則の削除)</u> 本附則は、上記経過事業年度の終了をもってこれを削除する。 (注) 本附則は、経過事業年度 (第14期) の終了をもって自動的に削除される経過規定でございます。
<b>【訂正後】</b>	(前略) <b>附則</b> 第1条 (経過措置) 2026年4月1日から2026年12月31日までの期間を、第41条にかかわらず、当社の経過事業年度 (第14期) とする。 <u>第2条 (経過事業年度における中間配当の基準日)</u>

第1条に定める経過事業年度（第14期）における中間配当の基準日は、第42条第2項にかかわらず、2026年9月30日とする。

第3条（附則の削除）

本附則は、上記経過事業年度の終了をもってこれを削除する。

（注）本附則は、経過事業年度（第14期）の終了をもって自動的に削除される経過規定でございます。

以 上